

基徴発第 1006002 号

平成 16 年 10 月 6 日

全国社会保険労務士会連合会長 殿

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

社会保険労務士の懲戒処分について

標記について、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 3 等に基づき、下記の者に対し、平成 16 年 10 月 5 日付け懲戒処分を行ったので通知します。

記

1 渡邊 茂光（わたなべ しげみつ）

生年月日 昭和 32（1957）年 7 月 19 日
住 所 北海道旭川市末広東 2 条 1 丁目 3-11
登録番号 第 01970022 号
事務所名 社会保険労務士渡邊茂光事務所
事務所所在地 北海道旭川市 7 条通 14 丁目左 10 号

(1) 処分の内容

平成 16 年 10 月 7 日から 1 年の社会保険労務士業務の停止

(2) 懲戒処分の原因となる事実

当該者は、自己の経営する「渡邊茂光司法書士事務所」に勤務する職員Aが、平成11年2月5日から同月19日までの間、毎日のように事務所に出勤し、業務を行っていたという事実を認知していたにも関わらず、同月23日、財団法人21世紀職業財団北海道事務所に提出した介護休業制度導入奨励金支給申請書において、当該期間中に職員Aが介護休業を取得していたものと偽る記載をし、同年4月30日、当該財団より当該助成金75万円を不正に受給した。

かかる行為は、社会保険労務士法第25条の3に定める懲戒事由である「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものがある。

2 朝西 憲治 (あさにし けんじ)

生年月日 昭和33(1958)年8月11日
住 所 石川県金沢市栗崎町4丁目2-34
登録番号 第17870006号
事務所名 朝西社会保険労務士事務所
事務所所在地 石川県金沢市二口町ニ93-1

(1) 処分の内容

失格処分

(2) 懲戒処分の原因となる事実

イ 当該者は、自己が代表取締役となり経営するコンサルティング会社において、中小企業雇用創出人材確保助成金(以下「助成金」という。)の支給申請をするに当たり、助成金の支給要件である異業種進出の実態がないにもかかわらず、あたかも異業種に進出して労働者を雇い入れた等とする虚偽の記載をして、平成12年8月22日ころから平成13年5月14日ころまでの間に計7回にわたり、雇用・能力開発機構石川センターから当該会社に総額

4,183,086円の助成金を支給させた。

ロ 当該者は、会社Aの専務取締役との共謀により、助成金の詐取を企図し、当該会社に係る助成金の支給申請を提出代行（社会保険労務士法第2条第1項第1号の2の業務をいう。以下同じ。）するに当たり、当該会社が助成金の支給要件である異業種進出の実態がないことを知りながら、あたかも異業種に進出して労働者を雇い入れた等とする虚偽の記載をして、平成13年4月9日ころ及び平成13年5月21日ころの計2回にわたり、雇用・能力開発機構石川センターから当該会社に総額1,949,700円の助成金を支給させた。

ハ 当該者は、会社Bの専務取締役役との共謀により、助成金の詐取を企図し、当該会社に係る助成金の支給申請を提出代行するに当たり、当該会社が助成金の支給要件である異業種進出の実態がないことを知りながら、あたかも異業種に進出して労働者を雇い入れた等とする虚偽の記載をして、平成12年3月24日ころ及び平成12年9月11日ころの計2回にわたり、雇用・能力開発機構石川センターから当該会社に総額1,476,000円の助成金を支給させた。

ニ 上記イからハまでの行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成をしたとき」に該当するものである。

平成 16 年 10 月 7 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

社会保険労務士制度の適正な運営について

先般、貴会に通知しましたとおり、北海道社会保険労務士会及び石川県社会保険労務士会所属の会員に対して、平成 16 年 10 月 5 日付けをもって、失格処分を含む懲戒処分を行いました。これにより、遺憾ながら、社会保険労務士の懲戒処分は、本年に入り 4 件になりました。

社会保険労務士制度は、今や資格試験の申込者が 6 万人を超え、世間でも非常に注目が高いものとなっており、また、あっせん代理等の業務拡大に伴い、社会保険労務士の社会的役割も、より一層重要性を増しているところであります。

このような状況において、助成金の不正受給等社会保険労務士の信頼を低下させる行為がなされたことは極めて憂慮すべき事態であり、失墜した信頼を回復し、保持していくためには、当課はもとより、貴会における指導及び監督が強く求められるところであります。

つきましては、貴会におかれましては、不正の再発防止に取り組むべく、以下の措置を取るようお願いします。

- 1 都道府県社会保険労務士会への指導及び連携の強化
- 2 所属会員に対する倫理粛正に関する講習又は周知の強化
- 3 不正の疑いのある社会保険労務士に対し、社会保険労務士法第 25 条の 3 による注意勧告を活用し、未然の不正防止に努めること